

相模原市手数料条例及び相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第48号

相模原市手数料条例及び相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例

(相模原市手数料条例の一部改正)

第1条 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表44の項から47の項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表48の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表52の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表53の項中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改める。

別表第4第7号の表備考(1)中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

(相模原市開発事業基準条例の一部改正)

第2条 相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項第4号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。